

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第533号)

平成20年2月14日

横 情 審 答 申 第 533 号

平 成 20 年 2 月 14 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成19年11月12日港湾総第620号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「元港湾局の退職者（課長級以上）の退職時役職名、退職年月日及び再
就職先の就任時の役職名、就任年月日」の一部開示決定に対する異議申立
てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「元港湾局の退職者（課長級以上）の退職時役職名、退職年月日及び再就職先の就任時の役職名、就任年月日」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「元港湾局の退職者（課長級以上）の退職時役職名、退職年月日及び再就職先の就任時の役職名、就任年月日」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成19年10月16日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号本文の該当性について

本件申立文書に記録されている情報はすべて、条例第7条第2項第2号本文に該当する個人情報である。

(2) 条例第7条第2項第2号ただし書の該当性について

ア 本件申立文書に記録された情報のうち、退職者の氏名、退職時補職名については横浜市職員録に掲載され、課長級以上の年度末退職者の退職年月日については記者発表により公表されている。また、企業の役員氏名及び役員就任日は、登記簿等で公表されている。

イ 平成18年度退職者に係る氏名、退職時補職名、退職年月日、再就職先名称、再就職先での役職、再就職年月日（以下「平成18年度退職者に係る情報」という。）については、横浜市ホームページで公表しており、平成19年度以降も継続して公表する予定となっている。

ウ したがって、上記アに列記した情報及び平成18年度退職者に係る情報は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であり条例第7条第2項第2号ただし書アに該当することから開示し、これ以外の情報は、ただし

書に該当しないため非開示としたものである。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 平成19年3月退職者については公開となっており、整合性の見地からも不当である。
- (3) 横浜市においては、透明性・信頼性の確保に向けた取組として、平成18年度退職者から課長級以上の職で退職した職員が外郭団体や民間企業等に再就職した場合、氏名・再就職先の名称等を公表している。平成18年度末以前に退職した職員が外郭団体等に再就職した場合も、透明性・信頼性の確保に向けた取組も当然なされるべきものと思量する。

5 審査会の判断

(1) 退職者の再就職状況の公表について

近時、公務員の再就職に関する透明性を確保するため、退職者の再就職状況についての情報提供が進められる中、横浜市においても、課長級以上で退職した職員の再就職に関する透明性・信頼性の確保に向けた取組として、平成18年度の退職者から、課長級以上の退職者のうち再就職した者の氏名、再就職した外郭団体や民間企業等（以下「再就職団体等」という。）の名称等を公表することとした。

実施機関は、平成18年度の退職者については、定年退職した課長級以上の職員のうち、再就職した者の氏名、退職時補職名、退職年月日のほか再就職団体等の名称、再就職団体等における役職名等を公表することとし、定年退職者本人及び再就職団体等の同意を個別に得た上で、既に横浜市ホームページで公表するとともに横浜市市民情報センターでの閲覧に供している。また、実施機関は、横浜市職員の再就職に関する取扱要綱（平成19年11月1日行人第908号。以下「要綱」という。）により、退職時に課長級以上であった職員の再就職状況に関する公表制度を定め、平成19年11月5日から施行している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、退職者の再就職状況を把握するために港湾局総務部総務課が作成した文書であり、平成14年度から平成18年度までに退職した港湾局の職員で退

職時に課長級以上であった者のうち再就職した者の氏名、退職時補職名、退職年月日、再就職団体等の名称、役職名及び就任年月日が記録されている。実施機関は、このうち、平成17年度以前の退職者に係る情報で、年度末以外の退職者の退職年月日並びに再就職団体等における役職が役員以外の者の再就職団体等の名称、役職名及び就任年月日（以下「平成17年度以前の退職者に係る一部の情報」という。）を非開示としている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができると規定している。

また、本号ただし書アでは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている情報のうち平成17年度以前の退職者に係る一部の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書には該当しないため非開示としたと説明している。また、本件申立文書に記録されている情報のうち、上記3(2)アに列記した情報及び平成18年度退職者に係る情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるが、既に公表されている情報であることから本号ただし書アに該当するため開示したと説明している。

これに対し、申立人は、平成18年度退職者の情報が開示されたこととの整合性の見地から、平成17年度以前の退職者の情報についてもすべて開示すべきであると主張している。

ウ 実施機関が非開示とした平成17年度以前の退職者に係る一部の情報は、個人に関する情報であって、開示とされた個人の氏名等により、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当する。

エ 次に、本号ただし書の該当性について検討する。

前述のように、実施機関は平成19年に要綱を定め、退職時に課長級以上であった職員の再就職状況を公表することとしているが、要綱附則は、「この要綱の施行前に、既に横浜市を退職し、企業又は本市関係団体に再就職している者につい

ては・・・、なお従前の取扱いとする。」と規定しており、本件申立文書に記録されている平成18年度以前の退職者には当該公表規定は適用されない。また、実施機関は、平成18年度退職者に係る情報を本号ただし書アに該当するとして開示しているが、これは、事前に退職者本人及び再就職先団体等からの同意を得た上で既に公表しているからである。したがって、公表について退職者本人等の同意を得ておらず、公表の事実もない平成17年度以前の退職者に係る一部の情報を平成18年度の退職者に係る情報と同様に考えることはできない。

このように、平成17年度以前の退職者に係る一部の情報については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解する事情は認められないことから、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年11月12日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成19年11月20日 (第50回第三部会) 平成19年11月22日 (第118回第一部会)	・諮問の報告
平成19年11月28日	・異議申立人から意見書を受理
平成19年11月30日 (第116回第二部会)	・諮問の報告
平成19年12月13日 (第119回第一部会)	・審議
平成20年1月17日 (第120回第一部会)	・審議
平成20年1月31日 (第121回第一部会)	・審議